

近所で工事をしていると語り、不安をあおる業者からの勧誘にご注意！！

ひたちなか市内で、「近くの道路を工事するから声をかけたが、お宅の雨どいが壊れているからすぐに直したほうがいい」「たまたま通りかかったら、屋根が壊れているからお声かけした」などと言って、来訪されたという相談が増えています。トラブルに巻き込まれた場合や不安になった場合は、消費生活センターへご相談ください。



⚠️ 勧誘されてもすぐ契約しない！

住宅修理を考えている場合は、複数の業者から見積りを取り、その上で業者と契約をしましょう。契約内容（キャンセル料の有無/工事内容・工期・工事価格など）をきちんと読んで、判断しましょう。

⚠️ 業者名・担当者・勧誘の目的を聞きましょう

もし対応してしまったら、必ず業者名・担当者の名前・勧誘の目的を聞き取りし、名刺をもらいましょう。何かと理由をつけて名前を言わない業者には、特に気をつけましょう。

⚠️ 「無料」や「すぐに」と言われたら冷静に

「無料で」「今すぐに」と勧誘されても、その場で契約しないようにしましょう。一度冷静になり、本当に必要なものかどうか、家族や知り合いと話し合しましょう。



- ※過去には、火災保険を使った契約トラブルも多発しました！！
- ◎市役所から委託されており、地震の被害を確認する必要がある。
- ◎今回の台風で壊れたことにすれば、保険金ですべて対応できる。
契約をしても、保険金でカバーできない事例も多発しています！！

上記のような勧誘を受けた、契約をしてしまったら・・・

ひたちなか市消費生活センター（029-273-0111 内線3233）
または 消費者ホットライン（188） にすぐご相談ください！